

新座市印鑑条例の一部を改正する条例

新座市印鑑条例（昭和52年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（キオスク端末による印鑑登録証明書の交付）                      第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）で次に掲げるものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p>	<p>（キオスク端末による印鑑登録証明書の交付）                      第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和5年8月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

キオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受ける方法について、移動端末設備を使用する方法を加えたいので、この案を提出するものである。